

「福島県財務規則」より抜粋

(別記1)

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

1 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

【施行通達】

第249条関係

- 1 第1項第2号については、契約の相手方が、官公署と複数年にわたる契約を締結している場合、当該契約に係る期間が過去2年間にあるときは、当該契約の締結時期が過去2年間になくても、過去2年間に当該契約を締結したものとみなす。また、当該契約のすべてが履行されていなくても、部分払などにより履行が確認されればよい。
- 2 第1項第4号の「その他別に定めるとき」とは、工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約、森林整備業務の委託契約、庁舎等維持管理業務の委託契約、自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約に係る条件付一般競争入札（第266条において準用する場合を含む。）及び林産物の売払契約における指名競争入札を行うときをいう。

(別記2)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結して

いるとき。

- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の

相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

【施行通達】

第229条関係

- 1 第1項第1号の「知事がこれに準ずるものと認める法人」とは、福島県道路公社、福島県土地改良事業団体連合会、公益財団法人福島県農業振興公社（昭和40年4月1日に財団法人福島県農業開発機械公社という名称で設立された法人をいう。）、福島県土地開発公社、一般財団法人ふくしま市町村支援機構（昭和53年4月1日に財団法人福島県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会（昭和57年4月1日に財団法人福島県都市公園協会という名称で設立された法人をいう。）、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会（昭和45年3月25日に社団法人福島県林業協会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人福島県栽培漁業協会（昭和55年1月23日に財団法人福島県栽培漁業協会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人福島県観光物産交流協会（昭和63年6月1日に財団法人物産プラザふくしまという名称で設立された法人をいう。）及び公益財団法人福島県下水道公社（昭和63年4月1日に財団法人福島県下水道公社という名称で設立された法人をいう。）をいう。
- 2 第1項第2号の「履行保証保険契約」は、保険金額が契約保証金相当額以上であるものとする。
- 3 第1項第3号の「工事履行保証契約」は、保証金額が契約保証金相当額以上であるものとする。
- 4 第1項第4号については、契約の相手方が、官公署と複数年にわたる契約を締結している場合、当該契約に係る期間が過去2年間にあるときは、当該契約の締結時期が過去2年間になくても、過去2年間に当該契約を締結したものとみなす。また、当該契約のすべてが履行されていない場合、部分払などにより履行が確認されればよい。
- 5 第1項第9号から第11号までの「既に納付された契約保証金の額」は、現金又は小切手により納付された契約保証金の額、第228条第2項の規定により担保として提供された有価証券の担保価額及び保証の保証金額、第229条第1項第2号及び第3号の規定により免除した契約保証金の額を合わせた額をいう。
- 6 第1項第12号の「公共団体又は公共的団体で知事が指定するもの」は、特に指定されていないので、必要に応じてその都度知事の承認を受ける。